

法令適用事前確認手続 回答通知書

平成22年12月20日

中国電力株式会社  
取締役社長 山下 隆 殿

原子力安全・保安院原子力発電安全審査課長

平成22年11月22日付けで電原運第53号により照会のあった件については、以下の見解を回答いたします。

照会対象法令（条項）の  
~~対象となる~~ / 対象とならない

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、本回答の根拠となる照会対象法令（条項）の解釈は、以下のとおりです。

記

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）においては、原子炉設置者は、法第26条第1項の規定により、法第23条第2項第2号から第5号まで又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときには、主務大臣（実用発電用原子炉の場合は経済産業大臣）の許可を受けなくてはならない。
2. 照会のあった件については、法第23条第2項第5号「原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備」の変更にかつ当するかの照会であるが、照会書には、以下の事項が提示されている。
  - ・ D棟固体廃棄物貯蔵所の設置位置を島根3号炉原子炉建物の北西側から南

西側に変更する。

- D棟固体廃棄物貯蔵所の貯蔵能力は変更せず、点検通路の確保、トラック進入エリアの拡充及び現在A棟固体廃棄物貯蔵所内に設置されるドラム缶検査装置の移設のため、建屋床面積を約1,700m<sup>2</sup>から約2,400m<sup>2</sup>に変更する。
- 本変更により、設置許可申請書添付参考図、添付書類六、八、九の図の敷地内施設配置では、本変更のとおり固体廃棄物貯蔵所の位置が変更される。また、添付書類八の固体廃棄物処理系主要仕様のうち、D棟固体廃棄物貯蔵所の面積が変更される。なお、原子炉設置許可申請書の本文、添付書類十に変更はなく、添付書類六、添付書類八及び添付書類九の設計、評価内容を変更するものではない。
- 本変更に伴う設計において、平常運転時における敷地境界の直接線量及びスカイシャイン線量は、最大地点に変更はなく、約34 $\mu$ Gy/y（変更前は23 $\mu$ Gy/y）と評価され、「発電用軽水炉原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」に記載される十分小さな値である年間50 $\mu$ Gyを下回る設計とする。
- これらの変更は、安全解析結果に有意な影響を与えるような変更ではない。

3. 原子炉の設置許可の基準は、法第24条第1項第4号に規定する「災害の防止上支障がないものであること」等であるが、原子炉施設の位置、構造及び設備の変更工事が、設置許可申請書における基本設計ないし基本的設計方針を変更しない限りにおいては、設置変更許可を要するケースには該当しないこととなる。

本件は、D棟固体廃棄物貯蔵所について、設置許可申請書に記載された設計内容及び固体廃棄物貯蔵能力は変更せず、その設置位置及び面積を変更するものであるが、これらは設置許可申請書本文の記載事項の変更ではない。

通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャイン線による敷地周辺の空間線量率は合理的に達成できる限り十分小さい値になるように設計するとしており、また、人の居住の可能性のある敷地境界外において空気カーマが年間50 $\mu$ Gy/yを下回るように設計するとしている。照会者は設置位置変更後の敷地境界での平常時における直接線量及びスカイシャイン線量を評価しているが、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価」に記載される目標値「年間50 $\mu$ Gy程度」を下回ることから、安全上重要な変更ではないと判断される。

よって本件は設置許可申請書における基本設計ないし基本的設計方針を変

更するものではなく、設置許可の範囲を超えるものではないと考えられる。

したがって、照会のあった件は法第26条第1項の手続が必要なケースには該当しない。